

東浦和中学校保護者と教師の会会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は東浦和中学校保護者と教師の会（略称 東中P・T・A）と称し事務局をさいたま市立東浦和中学校（以下本校と称す）に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は任意加入の団体であり、保護者と教師が協力して学校と家庭と社会における生徒の幸福な成長を図ると共に、会員の教養を高め親睦を深めることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成する為に次の活動をする。

- 1、会員の教養を高め親睦を深めるための成人教育活動の推進
- 2、学校教育の諸活動への協力
- 3、生徒の教育環境、生活環境の整備
- 4、生徒の校外生活の指導並びにその育成
- 5、学校、家庭、社会の教育に必要な研究、調査
- 6、公教育費充実への積極的促進
- 7、その他本会の目的に必要な活動

第3章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがって活動する。

- 1、自主独立のものであって、個人又は他の団体又は機関の干渉を受けない。
- 2、目的を同じくする他の団体及び機関に協力する。
- 3、特定の政党、宗教、営利企業を支持したり、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第4章 会 員

第5条 本会の会員は次のとおりである。

- 1、本校に在籍する生徒の保護者
- 2、本校に勤務する教職員

第6条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第5章 役員(会長・副会長・会計・書記)、監事及び委員の任務

第7条 本会の役員、監事及び委員は次のとおりとする。

- | | |
|-------|-----|
| 1、会 長 | 1 名 |
| 2、副会長 | 1 名 |
| 3、会 計 | 休止 |

- 4、書 記 休 止
- 5、監 事 休 止
- 6、委 員 休 止

- 第 8 条 役員、監事及び委員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第 9 条 役員に欠員が生じたときは補充を行い、その任期は前任者の残任期間とする。
- 第 10 条 会長は本会を代表し会務を司る。
- 第 11 条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 第 12 条 会計は、会長の指示により本会の会計事務を処理する。
- 第 13 条 書記は、本会の庶務を行い重要事項の記録、書類の保管に当たる。
- 第 14 条 監事は、本会の会計を監査する。
- 第 15 条 委員は専門委員会、学年委員会に属し、本会の活動執行に当たる。
- 第 16 条 削除
- 第 17 条 削除

第6章 役員、監事及び委員の選出

- 第 18 条 役員は総会において会員中より選出することとし、細則を別に定める。
- 第 19 条 役員候補者を推薦する推薦委員会を設置し、細則を別に定める。
- 第 20 条 監事は、総会において役員、委員以外の会員中より選出することとし細則を別に定める。
- 第 21 条 委員は、保護者より若干名選出することとし、細則を別に定める。
- 第 22 条 教職員は委員とし、委員会に所属する。

第7章 顧 問

- 第 23 条 本会に顧問を置くことができる。
- 第 24 条 顧問は本会の前会長がこの職にあたる。また、本会に特に功労のあった者を運営委員会で審議し、年度始めに総会の承認をえて会長がこれを委託することができる。
- 第 25 条 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第8章 会 議

- 第 26 条 本会の会議は次のとおりとする。
 - 1、総 会
 - 2、全体委員会
 - 3、運営委員会
 - 4、専門委員会
 - 5、学年委員会
 - 6、特別委員会
- 第 27 条 会議は会長が召集する。役員が必要と認めた場合は書面にて議決を行う事ができる。
- 第 28 条 学校長はすべての会議に出席して意見を述べる事ができる。
- 第 29 条 総会は本会の最高決議機関で、定期総会は毎年年度初めに開き、臨時総会は必要に応じて開く。

- 第30条 臨時総会は全体委員会が必要と認めた場合または、会員の10分の1以上の要求があった場合を開く。
- 第31条 総会の定足数は会員の3分の1（委任状を含む）とする。
決議は出席者の2分の1以上をもって決する。
- 第32条 総会は次の事項を決議する。
1、予算決議に関する事項
2、役員に関する事項
3、会則の改廃に関する事項
4、その他の重要な事項
- 第33条 全体委員会は総会に次ぐ決議機関で、役員及び委員をもって構成し必要に応じて開く。
- 第34条 全体委員会の定足数は構成員の3分の1とする。（委任状を含む）
決議は出席者の2分の1以上をもって決する。
- 第35条 全体委員会は次の事項を審議する。
1、総会に提出する議案の調整
2、細則及び規定の制定もしくは改廃に関する事項
3、その他本会議の運営に必要な事項
- 第36条 運営委員会は、役員及び専門委員会、各学年委員会の委員をもって構成し、必要に応じて開く。
ただし、各学年1名の教職員は、運営委員会に出席して意見を述べる事ができる。
- 第37条 運営委員会は次の事項を審議する。
1、専門委員会及び学年委員会の連絡調整
2、全体委員会に提出する議案の調整
3、その他本会の運営に関する事項
- 第38条 専門委員会及び学年委員会については細則でこれを定める。
- 第39条 特別委員会は特別な事項について臨時に設けることができる。

第9章 会 計

- 第40条 本会の経費は会費、及びその他の収入による。
- 第41条 会費は会員1所帯当たり月額100円とし、総会で決定する。
- 第42条 削除
- 第43条 会費は原則として一括納入とし、年度途中での入退会は月割りでの計算とする。
- 第44条 本会の経理はすべて総会で認められた予算にもとづいて行う。
- 第45条 本会の経理は会計監査を経て総会に報告されなければならない。
（年度末に補正予算を組む事ができる）
- 第46条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第10章 付 則

- 第47条 本会則は総会の決議がなければ改廃することができない。
- 第48条 本会の運営に関し必要な細則及び規定は、この会則に反しない限りにおいて全体委員会で定める事ができる。全体委員会で、細則または規定を制定もしくは改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第49条 委員会休止期間中は、PTA本部がその役割を踏襲するものとする。

第50条 令和7年度より本部役員（会計・初期・監事）、委員会活動は総会決議により無期限の活動休止とする。

第51条 本会則は昭和22年5月28日より実施する。

- 2、昭和29年5月15日改正実施
- 3、昭和31年4月25日改正実施
- 4、昭和32年4月22日改正実施
- 5、昭和49年4月18日改正実施
- 6、昭和52年5月 4日改正実施
- 7、昭和53年5月14日改正実施
- 8、昭和54年5月13日改定実施
- 9、昭和56年5月16日改正実施
- 10、平成 6年5月21日改正実施
- 11、平成14年5月23日改正実施
- 12、平成15年5月23日改正実施
- 13、平成19年5月18日改正実施
- 14、令和 元年5月14日改正実施
- 15、令和 2年7月 6日改正実施
- 16、令和 3年5月13日改正実施
- 17、令和 4年5月12日改正実施
- 18、令和 5年5月12日改正実施
- 19、令和 6年5月10日改正実施
- 20、令和 7年5月12日改正実施

東浦和中学校保護者と教師の会細則

第1章 役員(会長・副会長・会計・書記)、監事及び委員の選出 (第10章 付則 第50条により 令和6年度より活動休止)

- 第1条 委員の選出は次のとおり行われる。
- 1、年度始め各学年より委員を選出する。
- 第2条 役員及び監事の選出は次のとおり行われる。
- 1、学年委員は推薦委員と兼ねるものとする。
ただし、各学年1名の教職員は推薦委員になることができる。
 - 2、選出された推薦委員によって推薦委員会を設置する。
推薦委員の互選は行わない。
 - 3、推薦委員会は役員の候補者(自薦、他薦)を推薦し、総会において承認を受ける。
 - 4、推薦委員会に欠席する場合は、委任状を提出する。
- 第3条 会長に欠員を生じたときは、副会長が互選により会長に就任する。
任期は前任者の残任期間とする。
- 第4条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会において補選する。
- 第5条 副会長のうち1名は教頭とする。

第2章 各委員会 (第10章 付則 第50条により 令和6年度より活動休止)

- 第6条 専門委員会は次のとおりとする。
- 1、総務委員会
 - 2、文化教育委員会
 - 3、校外指導委員会
 - 4、広報委員会
- 第7条 学年委員会は次のとおりとする。
- 1、第1学年委員会
 - 2、第2学年委員会
 - 3、第3学年委員会
- 第8条 特別委員会はその任務を終えたとともに解散する。
- 第9条 総務委員会は次のとおりとする。
- 1、学校の保健活動に協力する。
 - 2、学校の給食活動に協力する。
 - 3、学校の緑化推進をする。
 - 4、他の委員会に属さない事項を担当する。
- 第10条 文化教育委員会は次のとおりとする。
- 1、すべての会員が一層よい保護者、よい教師となるよう自らつとめ、互いに磨き合うようつとめる。

- 第 1 1 条 校外指導委員会は次のとおりとする。
- 1、生徒の家庭生活、社会生活並びに生徒相互の自主的集団生活の補導をする。
 - 2、本校通学区域内の交通安全指導をする。
- 第 1 2 条 広報委員会は次のとおりとする。
- 1、広報活動を行う。
 - 2、機関誌「東浦和」を発行する。
- 第 1 3 条 各学年委員会は次のとおりとする。
- 1、学校の学年運営に協力する。
 - 2、学級相互の連絡と会員の親睦を図る。

第3章 付 則

- 第 1 4 条 本細則は全体委員会において出席者の 2 分の 1 以上の賛成票により改正することができる。
改正の結果は総会に報告しなければならない。
- 第 1 5 条 本細則は昭和 5 2 年 4 月 1 日より実施する。
- 2、昭和 5 3 年 5 月 1 日改正実施
 - 3、昭和 5 4 年 5 月 1 日改正実施
 - 4、昭和 5 7 年 2 月 1 0 日改正実施
 - 5、昭和 6 1 年 2 月 1 2 日改正実施
 - 6、平成 2 年 3 月 2 3 日改正実施
 - 7、平成 6 年 5 月 2 1 日改正実施
 - 8、平成 7 年 3 月 2 日改正実施
 - 9、平成 1 4 年 5 月 2 3 日改正実施
 - 10、平成 1 5 年 5 月 2 3 日改正実施
 - 11、平成 1 7 年 5 月 2 0 日改正実施
 - 12、平成 1 9 年 5 月 1 8 日改正実施
 - 13、平成 2 0 年 5 月 1 6 日改正実施
 - 14、平成 2 6 年 3 月 6 日改正実施
 - 15、平成 3 0 年 4 月 1 9 日改正実施
 - 16、令和 2 年 7 月 6 日改正実施
 - 17、令和 5 年 5 月 1 2 日改正実施
 - 18、令和 6 年 5 月 1 0 日改正実施

東浦和中学校保護者と教師の会旅費規定

- 第1条 会員が本会の活動のため学校以外に出張した場合に旅費などを支給することを下記のように定める。
- 1、会員が本会のために学校以外に出張した場合それに要した旅費、研修資料の負担金の実費を支給する。
ただし、この場合旅費実費はバス鉄道を利用して通常のコースを通ったものとして計算される。
 - 2、会員が本会の活動のため、午前、午後にわたって仕事をした場合、昼食代として、500 円を限度として補助する。

第2条 本規定は全体委員会の議決により、これを改廃することができる。

第3条 本規定は昭和52年4月1日より実施する。

2、昭和53年5月 1日改正実施

3、昭和54年5月 1日改正実施

4、昭和58年3月 9日改正実施

5、昭和59年2月21日改正実施

6、平成14年5月23日改正実施